

退職慰勞金規定

第一會社ノ都合ニ依ル解雇ノ場合

勤績満六ヶ月未滿ノモノ 日給三十日分

左 一ヶ年未滿ノモノ 左 四十日分

左 一ヶ年ヲ超スル期間 満一ヶ月付金一日分増額

左 五ヶ年ヲ超スル期間 全ヶ月付金一日分増額

左 十ヶ年ヲ超スル期間 全ヶ月付金四日分増額

第二自己ノ都合ニ依ル退職ノ場合

(1) 業務上ノ負傷ニヨリ不俾止モノト認メ退職シ

許可シタル場合ハ本場法規定ニ依ル救済金額

並ニ共済救済金ノ外第一項ノ二分一

(2) 年令満五十歳ニ達シタル後退職スルモノニ依リ

勤績満十ヶ年以上ノモノ第一項ノ金額

(3) 本場衛生上又ハ本人ノ健康上害アルト認めル

者若シクハ本場法令ニ依リ就業ヲ禁スヘキ状

態アル者ニ依リ解雇若シクハ退職ノ場合ニ依リ勤績